

第4回 津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会

日時：平成30年5月18日（木）

15:00～17:30

場所：中央合同庁舎第2号館 低層棟
共用会議室 2A・B

議事要旨

1 津波対策の現状と主な課題

- ・ 都道府県における L1 津波の設定はこれからなのか。終わっていないところはあるのか。
 - 太平洋側についてはほぼ設定されている。とはいっても、L1 津波相当の堤防整備に数十年要するような場合も散見され、L1 津波の定義を改めて確認する意図で、ここに記載している。
- ・ L1 津波の高さの考え方は決まっているが、堤防の高さが決まっていない状況が続いていることに対して、どうするのかという議論だという認識である。
- ・ 経済性等を踏まえて総合的に考慮した結果、実態としては暫定堤防が長期に続くことについて、問題が無いのか。
 - 海岸管理者としては、当面の堤防水準について合意を得ている点と、その分の安全性を様々な措置で担保している点の両面をもって、免責になるのではないかと考えている。
- ・ 1つ目は、水害訴訟の事例を踏まえると、暫定ということで免責になると理解しているが、「海岸管理者が果たすべき役割があると考えられている。」と言い切って大丈夫か。2つ目は、避難確保計画をつくろうと思っても、実際の安全確保についてどこまで考えたらいいいのか。
 - 安全確保に対する必要な措置に対して、責務ではなく役割があると認識している。
- ・ L1 津波に幅があることについても総合的に考慮するのか。あるいは、L1 津波は確定させて、海岸堤防の高さはその他の要因を踏まえて総合的に考えているということなのか。
 - L1 津波を海岸管理者が決め、その後で、総合的に考慮して堤防高を決めることとしている。L1 津波高さは、地先単位ではなく、沿岸単位で決めている。堤防高さはその後に地先地先で地元と協議しながら決めていくといった流れになる。
- ・ L1 津波の決定については、科学的なデータが少ないために困っていることについて触れるべき。
- ・ 海岸管理者の役割は、法的要件なのか。
 - 防護が図られるよう、法的義務ではなく、やるべきであるという認識。都市計画等に善意の助言を与えることは出来ると考えている。

- ・これから、堤防だけでなく面的に総合的に取り組んでいく、また、縦割りではなく総合的に取り組んでいく、その際に海岸管理者がイニシアティブを取る、といった意思が感じられて、期待している。

2 主な課題に対して講ずべき施策

- ・避難確保について、L1 津波対応だけか、L2 津波も含めてなのか。
→ L2 津波も含めてと考えているが、L2 津波の浸水範囲が広い場合には、L1 津波の範囲を優先すること考えられる。
- ・来襲する津波は連続の確率で来るものであるなのでそれを全部見て最適化するのが必要である、ということをごどこかに反映して欲しい。
- ・海岸法の協議会は防護に特化しており、環境なども必要である。例えば人が住んでいないところについても多様な考え方を検討するなど、防災以外の役割についても加筆して欲しい。
- ・沿岸域の総合管理という取組に関する協議会のあり方を少しでも補強できることを検討いただきたい。
→ 市町村長の役割が重要であるが、海岸法、津波法の両方の協議会の有効活用、相互補完、協力連携するという考え方になる。沿岸域の総合管理という海岸基本計画、基本法の趣旨に基づく協議会は、もうちょっとコンパクトな住民協議会的なものであり、協議会とは分けている。
- ・伊豆市では、津波防災地域づくり法にもとづく協議会において、地域づくりや観光についても議論した。目的ごとの協議会を作るのではなく、総合的に議論する場を設ける方がよい。
- ・限界集落、人口減少を考慮して、地域の振興になる政策とのマッチングを、という言葉が欲しい。また、津波だけでなく、高潮、侵食も大事なので、予算が限られているとはいえ、他をおろそかにしないことが重要。
→津波を地域の実情に併せて効率的に実施することで、従来であれば数十年堤防整備に投資するところが、一定の高さまでの投資とすることで、別の投資に回せるといったこともありうる。
- ・4.8 と 4.9 について、L1 津波の話を入れたことにより何が変わるのか。堤防の高さが諸条件で下がることに対して、何らかの措置をもって安全性を担保する、その取組に対して、海岸管理者が何らかのインセンティブを与えるというものが見えないのではないか。
→4.8 と 4.9 を書き分けているが、少なくとも避難の 30 分すら確保できていない地域の堤防整備に対して何らかの配慮をする、併せて、乗り越えてくる津波に対して統合的な措置を行う。ただ、元々交付金自体がパッケージであり、そもそもその中で出来ると言われるとそれまでということもあり、このような書きぶりとなっている。
- ・行政スタッフや地域の発意で変わるということを記載すべき。意識が低ければ、地域の凋落につながるということ、制度間調整、事業間調整は、国の支援がないと自治体だけの取組は困難ということも記載して欲しい。

- ・ 伊豆市の事例は、堤防が低い部分は、市街地側で総合的な対策を行うこととなった。体力、時間を要するので、そのことをストレートに記載できないか。
- ・ 制度的な目玉が記述できないか。例えば、鬼怒川氾濫の際には、危機管理型ハード対策といったものがあつた。河川の土地利用一体型水防災事業に類するものを書き込んでもらえないか。ただし、災害が起きていない時にも使えるような制度が必要。
- ・ L1 津波に対して、人命だけでなく、資産について記載できないか。
- ・ 交付金の使い方として、一所懸命考えている自治体に対して、きちんと支援することが重要。
- ・ ネガティブな見方ではなく、頑張る自治体を応援するというイメージ。
- ・ 4. 1 の津波の浸水リスクの周知のところで、一般市民や他の部局がわかりやすい素材が無い。伊豆市のように、グーグルアースに重ねてストリートビューでちゃんと水位が分かるようなものを見せて、やっと地域が目覚めたという例がある。
- ・ 土地利用規制に関して、「住宅の建築の禁止」と言うよりも津波が来ても安全な構造に規制、ということが十分考えられるのではないか。
- ・ アドバイザーについては、東日本大震災にこだわる必要はなく、フラットな関係で地域の意見を引き出して、全体をコーディネートできる職能、ということをきちんと書いた方がよい。
- ・ 作成してもらった計画に対して与えるものが必要である。例えば、推進区域を作って、その中で活用できる津波に対する特別交付金などを作れないか。
- ・ 資料4の立体図に河川が入っているのは良い。今まで、断面でしか捉えずに、立体的に考えるとうまくいかない、といったこともあつた。今後、河川と海岸の連続性を立体的に捉えるのを積極的に進めていただきたい。
- ・ 行政は、効率的な整備が大事であり、L1 が目的ではないので、当面の責任からはL1 を外してもよいのではないか。
- ・ 行政は、効率的な整備が大事であり、頑張る自治体に補助率を高くするなどでは場合によっては効率的判断に歪みを与える。整備の効果をきちんと把握することが大事。
- ・ 施設で守るのがL1 という定義とすると、そこまでの高さが最適になるはずだが、その最適な範囲が分からないので数十年から百数十年と言っていたかもしれない。それで、L1 を決めてしまえば、それが最適ということにしてしまったが、本当にそこまで整備しないといけないか議論を始めるとそこは弱いところ。
- ・ そのような議論もあるが、それは学会も含めて、地震の頻度、断層のスケーリング則を含めて議論していかないと、確率が決まっていけないので、学会も支援して取り組んでいくべきである。

3 今後のスケジュール

- ・ 次回は、6 / 1 1 に開催予定。

(以上)